

銚田・大洗広域事務組合職員の職名に関する規則

制定 令和3年4月1日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、銚田・大洗広域事務組合職員定数条例（令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第10号）第1条に規定する職員の職名に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の職名)

第2条 職員の職名は、事務局長、事務局長補佐及び係長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。